

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費の事後申請

セルフチェックリスト

○ 記載漏れが多いものなど、主な内容をまとめたのでご活用ください。

<注意>

- ・対象者は、要支援 1・2 または要介護 1～5 の認定を受けている宇都宮市の被保険者となります。
- ・原則、一生涯に 20 万円を限度として、本人の負担割合に応じてその 9 割、8 割または 7 割を支給します。
- ・介護保険施設や病院に入所・入院している方（一時帰宅含む）は支給の対象になりません。
- ・新築や増築、老朽化に伴う住宅改修は支給の対象になりません。
- ・住民票に記載されていない住所の住宅改修は、支給の対象になりません。

	必要書類	チェック
1	事前申請で提出した書類の原本一式が提出されていますか。 （申請書、理由書、資格証の写し（ケアマネジャー、地域包括支援センター職員以外の場合）、見積書、平面図、写真、承諾書（対象者のみ）、カタログ、FAX 等で追加提出した書類とその原本）	
2	受領委任払いの場合、住宅改修に係る証明書が添付されていますか。	
3	領収証。（受領委任払いの場合は写しでも可、償還払いの場合は原本又は原本と写しを窓口を持参していただければ原本を返却いたします。）	

	申請書	チェック
1	事前申請の際に入院・入所中だった方は、実際の退院・退所日が余白に記入されていますか。	
2	<u>着工日・完成日</u> 、申請日が記入されていますか。	
3	領収日時点の負担割合とその期間が記入されていますか。 （事前申請時と変更になっている場合があるため、必ず本人や家族などに確認してください。）	
4	受領委任払請求書の欄に請求日が記入され、 <u>代表者印</u> が押印されていますか。（受領委任払いの場合のみ）	

	見積書・平面図	チェック
1	本人氏名がフルネームで記入されていますか。	

	写真	チェック
1	改修箇所した箇所がすべて写っていますか。 ※写真は何枚になっても構わないので改修した箇所を全て写してください。	
2	写真の中に完成日以降の日付がありますか。	
3	改修箇所ごとに理由書に沿った説明（期待する効果等）が記入されていますか。	
4	段差の解消工事を行った箇所については、真上からだけでなく、横から撮影した写真がありますか。	

	住宅改修に係る証明書（受領委任払いの場合のみ）	チェック
1	記入内容が申請書の内容と相違がありませんか。	
2	対象となる改修費用が申請書と同額になっていますか。	

	領収書	チェック
1	宛名が本人氏名（フルネーム）になっていますか。	
2	但し書きが介護保険に基づく住宅改修であることがわかる内容の記載になっていますか。（×リフォーム工事代 ○介護保険における住宅改修費用）	
3	社判の押印がありますか。（受領委任払い場合のみ）	
4	5 万円（税抜）以上の領収証に関しては収入印紙が貼付されていますか。	

	その他	チェック
1	付帯工事が必要な場合、理由書の 2 ページ目の④改修項目のその他にチェックとその付帯工事の内容が記入されていますか。	
2	訂正依頼した箇所（付箋コメント）が訂正されていますか。	
3		

申請書等の訂正方法

- 申請書等の修正については、修正テープ等は使用せず、二重線で見え消し（ただし、受領委任払請求書の欄のみ代表者印で訂正）

その他

- 事前申請の内容と異なる改修を行った場合、介護保険では認められないことがあります。改修内容を変更する際には、改修してからではなく、改修前に担当のケアマネジャーと相談の上、高齢福祉課までご連絡ください。